

自民、公明両党の教育委員会「改革」案に反対する

1 自民、公明両党は、2014年3月12日、教育委員会制度の改革案について合意した。

新聞報道によると、上記「改革」案の要旨は、①教育長と教育委員長を統合した責任者である新たな「教育長」を置き、「教育長」は首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免する。任期は3年とする。②各自治体に首長が主催する総合教育会議を設置する。総合教育会議は、首長、「教育長」、教育委員、有識者らで構成され、教育行政の基本方針を定める「大綱」の中身を協議する。総合教育会議は、予算執行に関わる事務を協議するほか、いじめなどの緊急事態にも対応する。③児童、生徒の生命、身体の保護のため、再発防止の措置が必要な場合にも対応できるよう地方教育行政法50条（是正の指示）を見直す。④教育委員会を執行機関とする。法令違反や学校での事故への対応、事後対応が必要な場合は、首長が教育委員会に対して措置要求を行えることとする、というものである。

しかし、「改革」案には、以下のように重大な問題がある。

2 「改革」案は、教育委員会を執行機関とするものの、教育長と教育委員長を統合して権限を大幅に強化した上で、その任免を首長が直接行うものとしている。現行制度も事実上、教育長は首長の意向で選ばれているが、「改革」案は、名実ともに「首長の部下」である新たな「教育長」が、役人が担う事務方と教育委員会の代表を兼ねる大きな権限を持つことになる。

そもそも、現行制度は、政治権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の反省から、教育の民主化を図るため、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に意を払い、首長から独立した執行機関で教育行政を行うことにより、教育が首長の属する党派の利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、独断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。

「改革」案は、このような現行制度を根本から破壊し、政治的な存在である地方自治の首長に教育行政を不当に支配させるおそれのある極めて危険な案である。

3 また、教科書採択や個別の教職員人事は、教育委員会の専権事項としているが、これらの事項も総合教育会議での議論は妨げないとされており、「大綱」で方針を示すことにより、首長が関与することも制度上可能となっている。

このように、首長が主催する総合教育会議で重要事項が決められるのであれば、教育委員会がさらに形骸化する恐れがある。

4 さらに、地方教育行政法50条（是正の指示）は、地方教育行政における国（文科相）の関与を強化するために、2007年の地方教育行政法の改正により、制度化されたものである。

「改革」案は、文科相が教育委員会に対して是正の要求及び是正の指示ができる要件をさらに拡大するものであり、地方教育行政に対する権力的関与をより強めようとするものである。

5 教育委員会制度「改革」は、いうまでもなく安倍政権の目指す教育改革の一環である。安倍教育改革の狙いは、①戦争をする国のための人材づくりと②世界で一番企業が活動しやすい国のための人材づくりである。

「改革」案は、そのために地方教育行政に文科相、首長という政治権力が介入することを容易にする仕組みであり、教育の政治的中立性、継続性、安定性を根本から破壊するものであり到底許されない。

以上より、自民、公明両党の教育委員会「改革」案に反対するものである。

2014年3月19日

自 由 法 曹 団
団 長 篠 原 義 仁